

取扱区分：「公開」

平成26年第12回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています



平成26年11月10日(月)午前10時5分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

## 平成26年第12回

### 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成26年11月10日(月) 午前10時 5分 ~ 11時12分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

#### 3 会議に付した議案

議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第32号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第33号	農地転用事業計画変更承認申請について	1件
議案第34号	土地改良法による換地計画について	1件
報告第49号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第50号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	6件
報告第51号	非農地証明について	6件
報告第52号	農地の転用の制限の例外による届出について	2件
報告第53号	水田埋め立てによる農地改良届出について	1件
報告第54号	農業生産法人報告書の提出について	1件

#### 4 出席委員

第1番	笠井保雄君	第2番	松岡清治君
第3番	藤井澄子君	第4番	大田幹代君
第5番	歳光時正君	第6番	杉村洋治君
第7番	福田栄司君	第8番	山崎弘子君
第9番	林定子君	第10番	村木実君
第11番	松田孝行君	第12番	山崎光夫君
第13番	水井規雅君	第15番	秋貞啓子君

第16番	白石純治君	第17番	有馬俊雅君
第18番	小林一雄君	第19番	高橋恵君
第21番	杉村龍男君	第22番	藤井和典君
第23番	梅田洋治君	第24番	椎木人志君
第25番	大江静人君	第26番	弘中壽君
第27番	江波一男君	第28番	田中榮作君
第29番	野村一男君	第30番	藤井孝君
第31番	岩田学君 (職務代理者)		
第32番	西田孝美君 (会長)		

## 5 欠席委員

第14番	石村敏昭君	第20番	長谷川和美君
------	-------	------	--------

## 6 関係人

農林課農林整備担当

課長補佐 兼 重博行

係長 橋堀健三

## 7 事務局職員

局長	西村一成	次長	末長信博
次長補佐	徳本純子	書記	林和史

事務局

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中30名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第14番 石村 敏昭 委員、第20番 長谷川和美 委員で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時5分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成26年第12回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第18番、小林 一雄委員さん、第21番、杉村 龍男委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第31号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案4件でございます。

1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●●字●●●に所在する農用地区域内農地の田、3筆の2,349平方メートル、畑、1筆の66平方メートル及び、農用地区域外農地の田、3筆の3,695平方メートルで、合計7筆の面積6,110平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は亡くなった●●寺の前住職が管理していた農地を相続しましたが、代々、農地は住職が管理しているため新住職の

譲受人に贈与されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、労働力不足の場合には門徒の協力を得ることとされており、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は61アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、現況が畑地ですので、サツマイモ、黒大豆など一般野菜や果樹を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

第15番の●●でございます。10月25日に譲受人と現地の確認をいたしましたのでご報告します。寺院を囲むこの土地は、前住職が今年亡くなり、その長女である譲渡人が相続したものでありますが、譲渡人は住所も変更しており、管理が難しくなりました。昨年より住職として移り住んできた譲受

人が、寺院の所有管理地として譲り受けることとなりました。寺院の周りの土地は広く、実際には前住職が病気になられた昨年以降、草刈りもされていない状態でしたが、譲受人が住職として当寺院に来て以来、若い譲受人を支援するため、地区の門徒の人たちが日頃より、寺院内外でお手伝いされています。去る11月2日、3日の連休にも1年ほど放置状態であった所を門徒の人たちの協力で、草を刈られました。譲受人が若く時間や、労力の足りないときは門徒の協力のもと、果樹や野菜を植え管理地として、維持されると思われ、まず問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第31号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●●字●●●及び、字●●●に所在する農用地区域内農地の田、751平方メートル、及び農用地区域外農地の現況が田で登記地目が宅地、311.9平方メートル、及び田、565平方メートルで、合計3筆、面積1,627.9平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は県外に居住しており、維持管理が困難なため譲受人に譲り渡すとされ、譲受人は申請地が自宅に近接しており利便性もよく、定年退職をされており、営農活動に力を入れられるものでござい

ます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると思込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は98アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻の作付けをされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第18番

第18番の●●です。今月3日に現地確認をいたしました。譲渡人は遠方のため電話で確認し、譲受人とは一緒に現地を確認しました。現地は水田として耕作されていまして、既に収穫済みできれいな田です。譲受人が言われるには定年退職をしていて、規模拡大をしたいということと、隣接地であり荒地にならないようにと思、この度、贈与で譲り受けると言っておられました。もう1点ですが、地目が宅地になっていますが、私も長年この地区に

住んでいますがここが宅地であった記憶がありませんし、譲受人も記憶がないと言っておりました。現況が田となっていますので、別に問題はないと思います。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第31号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●●に所在する農用地区域外農地の畑、2筆の384平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は遠隔地に住んでいて高齢にもなり、管理が困難になったため譲り渡すとされ、譲受人は申請地が自宅の隣地で利便性がよいことから譲り受け、規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。



第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は113アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、白菜、大根、ネギ、春菊、里いもなどを栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第19番

第19番の●●です。10月30日に譲渡人と現地で確認いたしましたので報告いたします。譲渡人は住居が離れた所にあり、また、高齢となり維持管理が難しくなったため、かねてより知り合いであった譲受人に譲り渡しの申し出をしました。譲受人は建設会社を経営する傍ら、以前より農業にも力を入れており、今回の申し出も自宅から近いということもあり、これを機に畑作を強化したいと考えております。現地は今までは近所の方々の補助で大根、白菜、高菜など数々の野菜が植えてあります。これからは譲受人が中心となって耕作されますが、地元のボランティア3、4人の補助を受け入れ、そのことにより高齢者の交流の場として、地域にも貢献できるのではないかと思います。以上のことをもちまして、今回の申請は規模拡大で意欲的に農業に取り組んでおられますので問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第31号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●に所在する農用地区域内農地の田、840平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢により耕作困難となり、後継者もいないため譲り渡すこととされ、譲受人は申請地が自宅に近接しており利便性もよいことからまた、譲渡人からの要望もあって、譲り受け規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は41アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第29番

第29番の●●●●です。4番について意思の確認をいたしました。申請地は譲渡人が5年前に体調を崩し、耕作ができなくなったために、譲受人の父親の家の前なので耕作してあげようではないかということで、水稻を作付けしておりましたが、今回、売買の話がまとまりました。譲受人は戸主の長男です。許可申請に何ら問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第31号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第32号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条による許可申請は1議案3件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は●市に主たる事務所を有する建設業を営む法人です。売電事業の事業拡大を図るため、申請地を購入し、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル347.43平方メートル、パネル枚数216枚の設置と車2台分の駐車場スペース43.07平方メートル及び事務所用のプレハブ小屋6.76平方メートルを設置しようとするものです。申請地は日照もよく、送電線網設備などの条件もよいことから、太陽光発電施設の設置に適した場所であり、譲渡人においては、高齢であり農地を取得してから、ずっと耕作を放棄してきた土地であり、土地の売却を考えていたということで、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地はJR●●線●●駅から東へ約1.1キロメートルの所に位置しており、市道●●●●線に接して位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●字●●105番、地目は田、地積は1,276平方メートルでございます。

なお、現況は荒廢地でございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンにパネル立面図及びプレハブ小屋平面図、立面図を表示)

こちらがパネルの立面図及びプレハブ小屋の平面図、立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない小団地の

第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されており、適当と判断しました。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、既に、経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定済みであり、中国電力との電力受給契約も問題ないものと思われます。

また、1,000平方メートルを超えておりますが、造成などないことから開発許可でない旨の届出を10月24日付けで提出し、受理されております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。利用状況から雨水についてはこれまで同様、状況に変わりございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

第1番の●●です。去る10月31日申請人と現地で確認しましたのでご報告いたします。位置等につきましては先程説明がありましたので省略させていただきます。現況は雑草が繁茂しておりますが、以前は、年数回草を刈って農地管理をされていたのを確認しております。現在、譲渡人は高齢により特に最近、体調が悪く草を刈ることができずに雑草が繁茂している状態です。このため農地維持ができないために売却したいとのことです。また、

譲受人は太陽光発電システムの設置場所を探していて、この場所が最適地であるため、譲り渡しを申し込んだということです。なお、申請書には資金計画書、事業計画書、土地利用計画図も添付され被害防除計画書に添って調査しましたが、周辺農地に与える影響もなく、何ら問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは2番についてご説明いたします。

申請人は市内在住の会社員です。子の成長に伴い、現在居住している社宅が手狭になってきたため、実家の宅地の空きスペース、地番としてはでておりませんが、349番の内面積255.1平方メートルとそれに隣接する農地を整地し、自己用住宅を新たに建設しようとするものです。整備後の全宅地面積は320.1平方メートルとなります。

なお、この案件につきましては、10月30日に現地調査をした際に、農地である部分が既に無断で整地されておりましたことから、農地法違反である旨指導し、その後、始末書が提出されました。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地はJR●●線●●駅から東北東、●●方面へ約650メートル、県道●●●●停車場線沿いに位置

しております。

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●347番、地目は田、地積は221平方メートルの内29平方メートル、同じく350番、地目は畑、地積は86平方メートルの内36平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図及び求積図を表示)

こちらが分間図及び求積図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、建物平面図及び立面図を表示)

こちらが建物平面図及び立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。このようにブロックがついてあり、土も入れて整地されております。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により用途地域が第1種住居地域と定められた第3種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されており、適当と判断しました。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

道路との接道も問題ありません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水については道路側溝に排出され、汚水については公共下水道へ接続され、特に問題はないものと思われます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

最後に、先程申しあげましたが、申請地は今年9月に無断で土を入れ整地

されており、違反転用状態となっております。このことに対しまして、今後は農地法を遵守する旨の始末書が譲受人から提出されております。

なお、許可後は分筆登記の予定と聞いております。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

第1番、●●です。2番ついて去る10月31日申請人と現地で確認しましたのでご報告いたします。位置等につきましては先程説明がありましたので省略させていただきます。申請地は先程説明がありましたとおり、農地法をよく理解せず、既に、造成されていたことに対しまして、深く反省し始末書が添付されておりました。貸付人と借受人の関係は親子で借受人は、現在、社宅に住んでいて子供が大きくなり、手狭になったために、また、申請地は両親の住宅に近接しており、今後、両親の老後を考慮するとともに、農業後継者として農地法を遵守し、頑張りたいとのことでした。申請書には資金計画書、事業計画書、土地利用計画図、平面図、立面図も添付され被害防除計画書に添って調査しましたが、周辺農地に与える影響もなく、何ら問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。





転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、既に、経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定済みであり、中国電力との電力受給契約は許可後に申請予定ですが、締結には支障がないものと思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されまます。利用状況から雨水についてはこれまで同様、状況に変わりございませぬ。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いしまます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたしまます。

第4番

第4番の●●です。去る10月30日に貸付人とお話を聞きました。事務局からの説明のとおりで、申請地は貸付人の自宅近くにありまます。高齢でもあり、農地を管理、耕作することが困難であるため、借受人からの申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置し、売電事業を行いたいという申し出により、農地を有効利用するために賃貸したいとのことでした。申請地は何も定植、栽培はされておきませぬが、草等は刈っていつもきれいに管理されておきまます。申請地の近くにあるお宅には、全てご挨拶に伺って了解済みとのことです。農地法第5条の規定による許可申請について、問題はないと思いまます。ご審議の程、よろしくおきお願いいたしまます。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきましては、質疑を行いまます。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案33号につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第33号「農地転用事業計画変更承認申請について」を、ご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。変更申請の概要を説明します。

申請人は市内に主たる事務所を有する工事現場での警備業務や再生可能エネルギー設備設置、販売等を営む法人です。売電事業を行うため、申請地を購入し、発電出力39.6キロワットの太陽光パネル277.44平方メートルを1区画、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル346.8平方メートルを2区画設置するというので、平成26年6月30日付けで農地法第5条の許可を受けたものですが、予定終了期間が今年の7月31日までとされておりましたが、その期間までに建設に着手できなかったことから、今回、平成27年7月31日まで計画期間の延長をしたいということで、変更の申請書が提出されたものでございます。

なお、予定期間内に着手できなかった理由でございますが、申請地が農業振興地域内の農用地であったことから、除外申請から許可まで相当の期間を要した訳ですが、その手続きがあることを担当者が想定しておらず、また、その後に工事期間の修正を怠っていたこと、また、中国電力の売電審査に予想以上の期間を要したことで、建設の着手さえできなかったからということですので。

中国電力の審査がこの9月30日付けで通ったことで、今回、計画変更承

認申請書が提出されました。

それでは、期間の延長だけでございますので、許可判断基準のみ説明させていただきます。

まず、許可の取り消し処分を行った場合には、旧所有者が農地として効率的に利用されるかについてですが、旧所有者は、●●県在住で、耕作の引き受け手がなく、売却することになったという経緯がございます。それを考慮すると許可を取り消し、旧所有者に戻した場合には、農地としては利用されることなく、荒廃地となると思われます。

変更内容が、期間の延長だけであり、その期間延長は事業者の故意ではなかったと認められます。

許可後に草刈りは実施されておりますことから、この事業は確実に実施されると思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、草刈りは実施されるなどしており、管理はされておられることから、許可時と何ら変化がないと認められます。

以上、承認許可基準につきましては、全て満足していると認められます。

以上でございます。ご審議程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第23番

平成26年6月30日に許可した訳ですが、議案書の申請人の欄ですが、2人ありますけどこの関係を教えてください。

事務局

譲受人と譲渡人という関係で、会社名の方が譲受人で個人名が譲渡人ということですが、関係性は特にございませぬ。業者が適地を探していて、譲渡人

に申し入れをしたということです。この件につきましては、昨年度に農振除外申請をされて、今年6月に除外されたということで許可申請されたものでございます。

第31番

それでは、これは去年総会にかかった土地ですね。

議長

農振除外で審議しました。

第23番

権利移動が所有権移転なのに、これは計画変更の承認ですよ。この議案の様式自体が分かりにくいと思います。皆さんどうお考えですか。

事務局

分かりにくいということだと思いますが、変更箇所が期間の変更だけということですので、こういう様式になりました。もっと分かりやすい様式など今後の検討とさせていただきたいと思います。

第23番

この様式は4条、5条の通常の様式ですよ。

議長

今、事務局が説明しましたように、今後、検討するということでご了承ください。

第31番

遅延の理由が昨年度の農振除外の件であったと言われましたが、農振除外は総会で審議したら、すぐに県に報告するはずなので、許可申請に影響があるとは思えませんがどうなのでしょう。

議長

先程説明がありましたように、申請者が書類の提出を怠っていたから遅れたということですね。

第31番

今年にまで影響するとは、考えられませんよね。

議長

農林課とも協議して、この様に遅れないように指導してもらったと思います。

その他ございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第33号は承認することと決定いたします。

続きまして、議案第34号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第34号「土地改良法による換地計画について」

新農業構造改善事業夜市北部(城山第1換地区)地区の換地計画について、土地改良法第52条第8項の規定により、別紙のとおり諮問を受けたので、委員会の同意を求めます。

平成26年11月10日 提出 周南市農業委員会会長 西田孝美

別添の別紙をご覧ください。

議長

それでは、この案件につきまして、農林課の●●●●に来ていただいておりますので、説明をお願いいたします。

農林課

農林課の●●です。よろしくお願いいたします。

それでは新農業構造改善事業、夜市北部地区(城山第1換地区)の概要についてご説明させていただきます。

最初に位置ですが、本日差し替えをお願いいたしました、その位置図をご参照ください。場所ですが、国道●●●●の●●●●、●●●●の近くの交差点から県道●●●●線を2キロメートルほど北上した丘陵地になります。

事業年度は、平成元年度から平成5年度、第2換地区と合わせた総事業費

は、1億8千3百万円です。第1換地区は、地区面積9.2ヘクタール、関係農家戸数は18戸となっております。

今年の9月25日に権利者集会を開催し、換地計画について了承いただいております。詳細につきましては、別紙換地設計書のとおりでございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。工事完了からかなりの年月が経っておりますが、その間、随分努力されていわゆる、清算換地までこぎつけられたということでございます。今、説明がありましたように権利者集会で18戸の農家全ての同意を得ておられるということでございます。この事業は、市が事務処理をするものでございます。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号につきまして、採決を行います。

同意することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第34号につきましては、同意する旨、答申いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第49号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の6ページをお願いいたします。報告第49号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、

許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第49号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第49号を終わります。

続きまして、報告第50号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。報告第50号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は6件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第50号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第50号を終わります。

続きまして、報告第51号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の9ページ、10ページをお願いいたします。報告第51号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は6件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認



いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第51号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第51号を終わります。

続きまして、報告第52号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の11ページをお願いいたします。報告第52号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を、水路、農業用道路等、農地の利用若しくは保全上必要な施設に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第32条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出2件は、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第52号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第52号を終わります。

続きまして、報告第53号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の12ページをお願いいたします。報告第53号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり1件ござい

ました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第53号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第53号を終わります。

続きまして、報告第54号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の13ページをお願いいたします。報告第54号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第54号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第54号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第12回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前11時12分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成26年11月10日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 川林一雄

委 員 杉村龍男